

建設事業者の皆様のICT機器等導入経費の一部を補助します!!

— 香川県ICT活用工事普及促進事業 —

香川県では、ICT機器等を導入しようとする県内建設事業者（建設業者及び測量・建設コンサルタント業者）の皆様に対し、必要な経費の一部を補助します。

1 事業目的

現在、県内建設事業者の従業員の高齢化や担い手不足は深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。

香川県では、ICT機器等を導入する建設事業者の方々に対し、必要な経費の一部に補助金を交付することにより、建設現場の生産性向上や従業員の負担軽減、職場定着に向けた取組み等を支援します。



2 補助対象となる経費、補助金の額

(1) 補助対象となる経費

補助対象経費	経費区分	経費区分の明細	備考
ICT機器等の導入に要する右欄に定める経費	設備等導入費	<p>ICT活用工事の実施につながり、建設現場における生産性向上に資する機器で、以下に示すものの導入に要する経費（<u>機器等の購入に要するものに限る。ただし、(3)は補助事業の実施期間に係る使用料を含む。</u>）</p> <p>(1) 既存の建設機械へICT機器を搭載（後付け） （2D・3D）</p> <ul style="list-style-type: none">・マシンガイダンスシステム・マシンコントロールシステム <p>(2) 3D測量機器</p> <ul style="list-style-type: none">・3Dレーザースキャナー・自動追尾型トータルステーション・UAV（ドローン）・GNSS受信機 <p>(3) 3次元設計ソフトウェア等</p>	<p><u>補助対象経費は、交付決定後、令和8年3月31日までに支出される経費（現実に支払いが行われるもの）となります。</u></p> <p>（事前や事後に発注・支出されたものは対象外です。）</p>

(2) 補助金の額（補助率及び補助限度額）

- ・補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額
- ・補助限度額 : 100万円を上限額とします。

3 募集期間

募集期間：令和7年7月22日(火)～8月21日(木)



※募集の詳細は、裏面をご覧ください。

募集概要

■ 募集期間 令和7年7月22日(火)～8月21日(木)

※提出方法：持参、郵送（当日消印有効）、電子メール又は香川県電子申請・届出システムによる電子申請

■ 補助対象事業者

次の①又は②に該当する者

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく**建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が香川県内である者**
- ②**香川県内に本店を有し、補助事業の実施期間の属する年度（令和7年度）の「香川県測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿」に記載されている者**

※このほか、詳細な要件も設けていますので、必ず募集要項（詳細版）や交付要綱でご確認ください。

■ 申請書類

- 香川県ICT活用工事普及促進事業補助金交付申請書等（様式第1号～様式第4号）
- 会社案内又は商業登記簿謄本（コピー可）（※個人の場合は、住民票）
- 県税事務所が発行する納税証明書（コピー可）（※すべての県税に滞納がない旨の証明書）
- 対象経費の算出根拠を証する書類（コピー可）（※見積書、設計書など）
- 事業内容の確認に必要な書類等（機器等のパンフレット、写真等）

※申請書類は、各1部提出してください。

申請内容について問い合わせることがありますので、必ず控えをとっておいてください。

※申請手続き等の詳細は、香川県のホームページでご確認ください。

- ・申請手続を行う際には、HPの「募集要項（詳細版）」を必ずご一読ください。
- ・交付申請書等の各種様式及び記載例は、香川県のHPからダウンロードできます。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsujinzai/kensetsujinzai_portal.html

🔍「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」で検索

■ 審査方法及び審査項目

□ 審査方法

- ・審査会において、10業者程度を選定します（※先着順ではありません）
- ・審査は、提出いただいた事業計画書等に基づく書類審査により実施します。

□ 審査項目

審査の主な視点としては、以下のとおりです。

- ①事業の妥当性、②事業の有効性、③実施の確実性、④事業の独自性、⑤事業の持続性・波及性

■ 補助金を受けるに当たって

- 補助事業の着手（機器等の注文、購入手続等）は、補助金の交付決定通知後になります。
- 補助対象経費は、交付決定日から令和8年3月31日までに支出される経費（現実に支払が行われるもの）となります。
- 補助対象経費は、既存事業と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限りです。
- 消費税及び振込手数料は、補助対象外です。
- 同一の補助対象事業者への補助金交付は、1回までとします。

■ 活用実績等の報告等

補助金の交付決定を受けた方は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度に、ICT機器等の活用状況などを報告いただく必要があります。

■ 提出先・問い合わせ先

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL：087-832-3507（直通）／FAX：087-806-0220
E-mail：dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp

